

入札説明書
【電子入札システム対象案件】

2021年7月14日
独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構の「15ヵ国2021年度防犯機器の本邦購送」の調達に係る入札公告に基づく入札等については、当機構一般契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号。以下「細則」という。)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

本業務受注者選定は、競争参加資格申請書の提出及び入札等を電子入札システムにより行う電子入札対象業務ですので、以下の点にご留意ください。

- 1) 本業務の入札は電子入札システムのみで実施します。従来の紙入札や、PDFを併用しての入札は行いません。
- 2) 入札手続きは電子入札システムのみで実施しますので、提出書類の授受は電子入札システム経由のみとなります。提出書類のメール送付、郵送及び持参は認めませんのでご注意ください。
- 3) 電子入札経由での提出書類(添付ファイルの送付)のアプリケーションソフトは以下のとおりです。

番号	使用するアプリケーションソフト	保存するファイルの形式
1	Microsoft Word	Word2016 形式以下での保存
2	Microsoft Excel	Excel2016 形式以下での保存
3	その他のアプリケーションソフト	① PDFファイル(Acrobat10.0形式以下で作成したもの) ② 画像ファイル(JPEG形式またはGIF形式) ③ 上記に加え特別に認めたファイル形式

- 1 公告日
2021年7月14日
- 2 契約担当役
理事 植嶋 卓巳
- 3 競争入札に付する事項
 - ・ 件名 :15ヵ国2021年度防犯機器の本邦購送
 - ・ 主要調達機材名及び仕様(詳細は機材仕様明細書を参照):
メガホン他
 - (1) 取引条件: 船積渡し
 - (2) 輸出者: 受注者(ただし、on behalf of JICA)
 - (3) 船積(空)港: 日本国内の国際空港
 - (4) 仕向(空)港: コンサイニーリストのとおり
 - (5) 引渡期限: 2022年1月31日

4 担当部署等

(1) 担当部署

郵便番号 102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部契約第三課（機材調達班）

TEL: 03-5226-6643

FAX: 03-5226-6324

メール: e_sanka@jica.go.jp

(2) 書類授受・提出場所、送付先

予め機構が設定した締切日時までに必要となる書類の提出、授受を電子入札システムで行います。

【電子入札システムポータルサイト】

<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>

5 競争参加資格

(1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 次の各号の一に該当すると認められる者であって、その事実があった後2年を経過しない者でないこと。

ア. 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ. 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ. 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ. 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

カ. 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 入札代理人を使用する場合は、(1)及び(2)の規定に該当する者を入札代理人として使用する者

(4) 公示日において、令和01・02・03年全省庁統一資格にて「物品の製造」又は「物品の販売」の格付けを有する者

(5) 輸出実績を有する者

(6) 当機構から「独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(8) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者(以下、「応募者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、入札書等の提出をもって、誓約したものとします。なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、入札書等を無効とします。

ア. 応募者の役員等(応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。

- イ. 反社会的勢力が応募者の経営に実質的に関与している。
- ウ. 応募者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- エ. 応募者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関
- オ. 応募者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- カ. 応募者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- キ. その他、応募者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に定める禁止行為を行っている。

6 競争参加資格確認の申請

- (1) 本競争の参加希望者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書等提出書類を提出し、同システムを介して発注者から書類の授受の確認及び競争参加資格の有無について確認通知を受けなければなりません。
なお、下記の締切日時までに必要書類を提出しない者及び競争参加資格がないと通知された者は、競争に参加することができません。
 - ア. 競争参加資格申請書受付開始予定日時：
2021年7月15日正午
 - イ. 競争参加資格申請書受付締切予定日時：
2021年7月28日正午
 - ウ. 提出書類：
令和01・02・03年度全省庁統一資格審査結果通知書(写)（「物品の製造」又は「物品の販売」で格付けの指定はありません）
電子入札システムの競争参加資格申請時に上記書類をPDF等に変換のうえ添付ファイルとして送付ください。
- (2) 競争参加資格の確認の結果は2021年8月11日付までに電子入札システムにより通知します。2021年8月11日までに結果が通知されない場合は、上記4. にお問い合わせください。
- (3) その他
 - ア. 発注者は、提出された申請書を、本件の競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。
 - イ. 提出された申請書等は、返却しません。
 - ウ. 一旦提出された申請書等の差し替え又は再提出は認めません。
 - エ. 申請書に関する問い合わせ先は、上記4. を参照ください。

7 競争参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、当機構に対して競争参加資格がないと認められた理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。
 - ア. 提出期限：2021年8月16日正午
 - イ. 提出場所：上記4. 参照
 - ウ. 提出方法：メール
- (2) 機構は、説明を求めた者に対し、2021年8月19日までに書面（PDF）によりメールにて回答します。

8 本件入札に関する質問

- (1) 機材仕様明細書の内容等、この入札案件に関する質問がある場合は、次に従い所定の様式により提出してください。

- ア. 質問受付期限：2021年7月28日正午
- イ. 提出方法：当方での取りまとめの都合上、メールでのご提出をお願いいたします。
当機構よりメールを受信した旨の返信メールをお送りします。
送付先：e-sanka@jica.go.jp
メールタイトル：【入札説明書への質問（社名●●）】21a00344：15ヵ国2021年度防犯機器の本邦購送
- ウ. 注意：質問受付期限を過ぎてから届いた質問及び口頭による質問に対してはお答えできませんのであらかじめ了承願います。
本件については、機材仕様明細書に参考銘柄として記載しているもの以外のものを提案したい場合は、必ず提出期間内にその銘柄のカタログを添付して採用の可否につきメールで質問してください。

(2) 質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

- ア. 2021年8月11日に以下のURLの「質問回答」欄に掲示する予定です。質問内容によっては回答作成に時間を要する場合がありますが、2021年8月16日までに掲示します。
<https://www.jica.go.jp/chotatsu/kizai/ippan/koji2021.html>
- イ. 質問回答は、掲載後に追加されて再掲載することがありますので、入札書提出までに必ず確認してください。
- ウ. 質問を受け確認したことによって、仕様・数量等が変更されることがあります。また、質問がない場合にも訂正が生じることがあります。いずれも「質問回答」欄に掲載しますので、本件競争参加希望者は、質問提出の有無にかかわらず、必ずご確認ください。入札金額は、掲載した全ての回答・訂正が反映されたものと見なされます。

9 辞退書の提出

- (1) 競争参加資格の確認を受けた者が競争参加を辞退するときは、電子入札システム「辞退書_提出」ボタンから辞退届を提出することとなっています。
辞退書提出期限：入札書受付締切予定日時まで
- (2) (1)の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。
- (3) その他
 - ア. 提出された辞退書は、返却しません。
 - イ. 提出期限以降における辞退書の取り消しは認めません。
 - ウ. 辞退書に関する問い合わせ先は、上記4. 参照。

10 入札執行（入札）の日時

当機構契約事務取扱細則第14条第2項「前項に定める競争入札の執行における開札は、立会いによるものに代えて、インターネット上に設置する電子入札システムにより行うことができるものとする」を適用し、電子入札システムで入札を実施します。なお、再入札の可能性もあるため、入札者は開札予定日時に電子入札システムを操作できる場所で待機願います。再入札については、発注者から再入札実施日時を通知しますので、指定時間中に再入札書を電子入札で提出願います。

また、時間内に再入札もしくは辞退の意思表示がなされない場合には失格となります。

- (1) 入札書受付開始予定日時：2021年8月19日正午
- (2) 入札書受付締切予定日時：2021年8月23日正午
- (3) 開札予定日時：2021年8月24日15:00
- (4) 再入札の場合は、発注者からのメール及び電子入札システムにより再入札の指示以降、上記同様に再入札書受付開始/締切及び開札予定日時を電子入札システムで確認した上で再入札書を提出して下さい。

1.1 入札者の失格

入札書受付締切予定日時までに入札書を提出しなかった場合（再入札時の場合も含む）には入札者を失格とします（受注者側のPCのトラブルによる場合も含む）。
その他入札執行者の指示に従わなかったときも失格とします。

1.2 入札方法等

- (1) 電子入札システムのみで入札を行います。
- (2) 以下の費用を含んだ総価（円）をもって入札金額とします。ただし、輸入通関は相手国政府の責任と費用負担で行います。
 - ア. 機材仕様明細書に示される全品目に対する機材代金
 - イ. 梱包条件書に基づく輸出梱包にかかる費用
 - ウ. 輸送条件書に基づく輸送にかかる費用
 - エ. 技師派遣条件書に基づく派遣にかかる費用
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とします。海上貨物保険料は入札金額及び落札金額に含みませんが、落札後、発注者が特約を締結している保険会社から特約条件の貨物海上保険料を加算して契約金額とします。
- (4) 本件は、輸出申告の名義を落札者とする輸出取引であり、契約金額に消費税はかかりません。
- (5) 一旦提出した入札書は、引換、変更又は取消することができません。
- (6) 海外向け機材調達にかかる各種手続きは、「JICA海外向け機材調達の手引き（高額機材）」に記載しています。本入札で使用する所定の入札書式及び一般的な配慮事項等が含まれていますので、入札に参加する方は予め内容をご確認のうえ入札してください。同手引は次のURLからダウンロードできます。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/ku57pq00000qsp1h-att/i201702_tebik.pdf
- (7) 入札保証金は免除します。

1.3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 談合、競合等による不正行為に基づく不適切な入札

1.4 落札者の決定方法

- (1) 発注者の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により落札者を決定します。

1.5 入札手順等開札までに行うべきこと

- (1) 入札の手順
 - ア. 開札までに行うべきこと
入札者は電子入札システムにより入札書締切予定日時までに入札金額を入力・提出します。
 - イ. 開札
入札執行者は、開札時刻に電子入札システムにより開札し、入札結果をシステム上で入札者に開示します。
 - ウ. 再入札及び不落随意契約交渉

- (ア) 開札後、再入札が発生した際には入札者は電子入札システムにより再入札通知書に記載の入札書受付/締切予定日時、開札予定日時及び入札最低金額に従って、再入札書を提出します。入札者は開札日時以降、入札結果を確認できるようPCの前で待機するようにお願いします。
 - (イ) 開札の結果、すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに2回目の再入札を行います。2回まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切り、入札金額の最も低いものから、順次不落随意契約の交渉を行う場合があります。なお、1回目もしくは2回目の再入札が応札者全員の辞退による不調に終わった場合には、その前の入札における入札金額の最も低いものから、順次不落随意契約の交渉を行うことがあります。
また、上記経緯による不落随意契約の交渉が不調であった場合には、再入札を辞退した者との間でも不落随意契約交渉を行う場合があります。
- (2) 入札途中での辞退
「不調」の結果に伴い、再入札を辞退する場合は、「辞退」表示を選択して必要事項を記入の上、提出して下さい。
 - (3) 落札者と宣言された者の失格
落札者と宣言された者について、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる場合には当該落札者を失格とし、改めて落札者を決定する場

1.6 内訳書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 落札者は、当機構が特約を締結している保険会社から特約条件の貨物海上保険料の見積り（料率は特約で定めています。保険料の現場戻しはありません。）を取り付け、落札価格に海上貨物保険料を加算した最終見積書を提出するものとします。当機構は最終見積金額を査定の上、契約金額を確定します。なお、落札者は保険申込み及び保険料払い込みを行います。被保険者は当機構になります。
- (2) 落札者は、入札日の翌日から起算して7営業日以内に内訳書を提出してください。7営業日以内に内訳書の提出がない場合には、当該落札者を失格とすることもあります。
- (3) 当機構における内訳書の確認及び内部手続きの完了後、契約相手と決定された者は、契約書（案）を雛型に基づき作成してください。（契約書の日付は、内訳書の確認及び当機構の内部決裁が完了後に当機構が指定します。）
- (4) 契約書（案）の雛型は、当機構ホームページの次のURLに掲載する雛型のとおりで https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html
- (5) 雛型名称：船積渡し
- (6) 契約保証金は免除します。

1.7 契約締結後の提出書類

- (1) 受注者は、危険品及び温度管理品について、契約締結後30日以内にその有無を所定の様式により当機構に提出するものとします。
- (2) 受注者は、検疫、梱包材の燻蒸証明取り付け、その他各種許可承認等の手続きが必要な場合、受注者の責任において行ってください。仕向国での輸入手続きに原産地証明、領事査証等が必要な場合に提出を求めることがあります。
- (3) 受注者は、輸送書類を契約書に定める期限までに作成し、当機構に提出するものとします。提出が遅延したことにより発生する費用（倉庫料等）に関しては、受注者負担とします。
- (4) 薬品を調達する場合は、受注者は、納品予定日の7営業日前までに、その有効期限を所定の様式により当機構に提出するものとします。
- (5) 危険品があるときは、受注者は、契約締結後30日以内に、安全データシートを当機構に提出するものとします。

18 安全保障輸出管理

- (1) 受注者は、その責任において適切な輸出手続きと輸送を行うものとし、全品目について、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）、その他の輸出関連法規及び米国輸出規則（以下、まとめて「輸出規制法規」という。）による輸出規制該当品の有無を確認し、契約締結から30日以内にその結果を所定の様式により当機構に提出するものとします。
- (2) 受注者は、輸出規制法規による該非の判定に必要な資料（項目別対比表、パラメーターシート、米国輸出規則の輸出規制品目分類番号（ECCN）等）を、契約締結後30日以内に当機構に提出するものとします。
- (3) 輸出規制法規による輸出許可・承認の取り付けが必要な場合は、受注者が輸出許可・承認を申請するものとします。当機構は、当該物品の許可・承認に必要な情報のうち当機構が保有する情報を受注者に提供します。
- (4) 当該物品の許可・承認の取得が不可能であると判断される場合には、当該物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除し

19 留意事項

- (1) 応募者は、「JICA海外向け機材調達の手引き（高額機材）」、機材調達契約約款、契約書案、機材仕様明細書他附属書類を十分理解してから参加するものとします。
- (2) 委任状等に虚偽の記載をした場合においては、措置規程に基づき措置を行うことがあります。
- (3) 落札者が独占禁止法あるいは刑法に定める談合等不正行為を犯し、行政処分または刑が確定したときは、落札者は談合等不正行為にかかる違約金として契約金額の100分の10を当機構へ支払うものとします。また、この場合当機構は当該落札者とは契約を締結しません。もし契約締結後にかかる状況になった場合は、当機構は、契約書に基づき、同上の違約金を徴取するとともに、該当契約を解除
- (4) 正当な理由なくして次の各状況に該当する場合は、次回以降の入札参加をお断りする場合があります。
 - ア. 全品目の梱包才数、危険品及び温度管理品の有無、輸出規制法規による規制該当品の有無について所定の期日までに提出がない場合
 - イ. 危険品及び温度管理品の有無、輸出規制法規による規制該当品の有無、薬品の有効期限の判定に誤りがあった場合
 - ウ. 全品目の梱包才数にその後の確定時と比べ大きな誤差があった場合
 - エ. その他関連業務が粗雑あるいは不誠実と認められる場合

20 情報の公表について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人の役職員経験者の契約相手方への再就職の情報や当該法人との間の取引等の情報を公表することとされたことに伴い、JICAでも同情報の公表を行ってまいります。当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構ホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、競争に参加していただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 公表の対象となる契約
財産の買入れの場合、160万円を超える契約
- (2) 公表の対象となる契約相手方
次のいずれにも該当する契約相手方
 - ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
(注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (3) 公表する情報
契約ごとに、物品役務の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
- ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における
- イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
- ・ 3分の1以上2分の1未満
 - ・ 2分の1以上3分の2未満
 - ・ 3分の2以上
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (4) 当機構の役職員経験者の有無の確認日：当該契約の締結日とします。
- (5) 情報提供の方法
契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。
詳細は、次のページをご参照ください。
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.htm>

以上

様式集

<参考様式>

【入札手続に関する様式】

質問様式

【契約締結に関する様式】

最終見積書

内訳書 一括納入用

契約書 船積渡し/仕向地渡し

機材調達契約約款

【契約締結後の提出書類】

支払先口座届出書

輸出貿易管理令等調書

外国製品に関する調書

危険品・温度管理品の確認について

仕様変更届 受注者文書

仕様変更届 製造会社文書

検査願書

輸送書類提出様式・受領書

輸送日程報告カード

以上の様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式」「海外向け資機材の調達」「一般競争入札」よりダウンロードできます。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html

なお、宛名に理事名、件名、公告番号、公示日、入札日を記載する様式には、以下の通り記載してください。

- ・宛名 : 独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事
- ・件名 : 15ヵ国2021年度防犯機器の本邦購送
- ・公告番号 : 21a00344
- ・公告日 : 2021年7月14日
- ・入札日 : 2021年8月24日

機材仕様明細書

(機材仕様書付属書1)

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
0	総則	(総則)		
	General	1. 中古品は認めない。		
		2. (梱包方法について) 納入者は、仕向地ごとに機器を仕分けの上、 梱包すること。		
		3. (梱包について) 納入者は、立会検査時に、仕向地ごとに機器を 分けて数量確認できるよう手配すること。		
		4. メーカー設定の標準付属品は、仕様欄に記載がなくとも納品するこ と。		
1	サイレン付メガホン	(仕様) タイプ : サイレン付き		72
	Megaphone	防水性能 : JIS C 0920の保護等級5 (防噴流型) 準拠 (IPX5)		
		出力 : 定格6W以上、最大10W以上		
		材質 : ASA樹脂相当		
		寸法 :		
		口径 ; ϕ 150mm程度		
		全長 ; 250mm程度		
		重量 : 680g以下 (電池別)		
		通達距離 : JEITA準拠		
		音声時 ; 250m以上		
		サイレン時 ; 315m以上		
		電池持続時間 : JEITA準拠		
		音声時 ; 8時間以上		
		サイレン時 ; 20分以上		
		付属品 : 取扱説明書 (英文または和文、1部/台)		
		電源 : 乾電池駆動		

機材仕様明細書

(機材仕様書付属書1)

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
		(単3形乾電池×6個など、初期駆動分付属のこと)		
1	サイレン付メガホン	参考銘柄 ① ER-1206S 防滴小型メガホン (ハンド型)	TOA	
	つづき	[構成]		
		ER-1206S (本体)		
		単3形乾電池 (6個/台)		
		標準付属品:		
		バッテリースペーサー (1個/台)		
		取扱説明書 (英文、1部/台)		
		参考銘柄 ② TR-215SA サイレン付きメガホン	UNI-PEX	
		[構成]		
		TR-215SA (本体)		
		単3乾電池 (6個/台)		
		標準付属品:		
		反射シール (1枚/台)		
		取扱説明書 (英文、1部/台)		
2	PC盗難防止ケーブル	(仕様) タイプ: ノートパソコン盗難防止用		78
	Security Cable	ケーブル材質: カーボンスチールまたはスチール		
		ケーブル寸法: (φ5.0mm~φ5.5mm程度) × L1.8m以上		
		ロック材質: 鋼鉄合金または亜鉛合金 (樽型キロック)		
		対応セキュリティスロットサイズ: 縦3mm × 横7mm程度		
		重量: 260g以下		
		付属品: 取扱説明書 (英文または和文、1部/個)		
		鍵 (2本/個)		
		結束用バンド (1個/個)		

機材仕様明細書

(機材仕様書付属書1)

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
	PC盗難防止ケーブル	参考銘柄 ① ESL-30 セキュリティワイヤロック	エレコム	
	Security Cable	[構成]		
	つづき	ESL-30 (本体)		
		標準付属品:		
		鍵 (2本/個)		
		隙間用パッド (1種類/個)		
		結束用バンド (1個/個)		
		取扱説明書 (和文、1部/本)		
3	携帯アラーム	(仕様) タイプ: 携帯アラーム及び侵入警戒用ドアセンサー		148
	Burglar Alarm	音量: 130dB程度		
		寸法: W60×D30×H70mm程度		
		本体材質: ABS樹脂		
		ドア用センサーコード付き		
		裏面クリップ付き		
		電源: 乾電池駆動		
		(9Vアルカリ電池1個など、初期稼働分付属のこと)		
		付属品: 取扱説明書 (英文または和文、1部/台)		
		参考銘柄① ALERT-MATE ALM-M3	竹中エンジニアリング	
		[構成]		
		ALERT-MATE ALM-M3 (本体)		
		9V型006Pアルカリ乾電池 (1個/台)		
		標準付属品:		
		携帯用クリップ (1個/台)		
		ピン接続用紐 (1本/台)		
		本体固定用紐 (1本/台)		

機材仕様明細書

(機材仕様書付属書1)

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
3	携帯アラーム	ドアプロテクター用紐		
	つづき	9V006P乾電池		
		参考銘柄② ALERT-MATE MkⅢ フラッシュ・アラート	オーストリッチイ ンターナショナル	
		[構成]		
		ALERT-MATE MkⅢ (本体)		
		9Vアルカリ電池 (1個/台)		
		標準付属品:		
		スキマスイッチ (1個/台)		
		キーホルダー (1個/台)		
		ストラップ (2種/台)		
		センサーコート (1本/台)		
		取扱説明書 (和文、1部/台)		
4	内鍵用補助錠	(仕様) 用途: 面付本締錠		60
	Door Lock	(間仕切、点検口、トランクルームなど取り付け用)		
		材質: ステンレス (ホーニング仕上げ) または相当品		
		ストライク: 内開き扉用箱状ストライク (受口金) 付き		
		タイプ: 外側: シリンドラナーなし		
		内側: サムターン付き		
		扉厚範囲: 25~40mm程度		
		付属品: 内開き扉用箱状ストライク (受口金) (1個/個)		
		取り付けビス (1式/個)		
		取扱説明書またはマニュアル		
		(英文または和文、1部/個)		

機材仕様明細書

(機材仕様書付属書1)

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
4	内鍵用補助錠	参考銘柄 ① NDZ-3 (SK-1付) 面付本締錠	美和ロック	
	つづき	[構成]		
		NDZ-3 (SK-1付) (本体)		
		標準付属品:		
		内開き扉用箱状ストライク (受口金) (1個/個)		
		取り付けビス (1式/個)		
		取扱説明書 (和文、1部/個)		
5	ドアチェーン	(仕様) 用途: 玄関などの出入り口用		85
	Door Chain	材質: ステンレス (SUS-304)		
		仕上げ: ホーニング またはヘアライン		
		引張破壊強度: 150kg以上		
		付属品: 取り付けネジ (1式/個)		
		参考銘柄 ① No. 538 ドアチェーン	ベスト	
		[構成]		
		No. 538 ドアチェーン (本体セット)		
		標準付属品:		
		取り付けネジ (1式/個)		
		取扱説明書 (和文、1部/個)		
		参考銘柄 ② DCH-KJ	中西産業	
		[構成]		
		DCH-KJ (本体)		
		標準付属品:		
		取り付けネジ (1式/個)		
		取扱説明書 (和文、1部/個)		

機材仕様明細書

(機材仕様書付属書1)

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
6	ドアガード	仕様)用途:玄関などの出入り口用		23
	Door Guard	材質:ステンレス		
		仕上げ:シルバー		
		タイプ:外開き用		
		ドアストップ付き		
		引張強度:400kg以上		
		付属品:取り付け衫(1式/個)		
		取扱説明書(英文または和文、1部/個)		
		参考銘柄① No.1540CS(ストップ付) セーフティガード	パスト	
		[構成]		
		No.1540CS(ストップ付) セーフティガード(本体セット)		
		標準付属品:		
		取り付け衫(1式/個)		
		取扱説明書(和文、1部/個)		
		参考銘柄② SUS-D-98 ステンレスドアガード	中西産業	
		[構成]		
		SUS-D-98 ステンレスドアガード(本体セット)		
		標準付属品:		
		取り付け衫 2種(1式/個)		
		取扱説明書(和文、1部/個)		

梱包条件書

1 マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

(1) ケース・マーク (黒字)

(コンサイニー略称：別添コンサイニーリストの「コンサイニー略称」参照)



(仕向地都市名, 国名：別添コンサイニーリストの「仕向け地」参照)

(インボイス番号)

C/No. (ケース番号/ケース数)

(2) サイド・マーク (赤字)

別添コンサイニーリストの「サイドマーク」参照

(3) CAUTION/CARE MARK (TOP MARK等)

運送途中で取扱注意が必要な場合は、関連マーク (FRAGILE, HANDLE WITH CARE, THIS WAY UP, CENTER OF GRAVITY等) を見やすい位置に貼付。危険物がある場合は、安全な梱包とし、危険物である旨マークを貼付すること。温度管理品がある場合は、温度管理品である旨マークを貼付すること。

(4) 注意事項

- ① 輸送中での盗難防止のため、梱包ケースにはメーカー名やメーカーのマーク、MADE IN JAPANの標記等をつけないこと。
- ② 梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストに記載するケース番号と実際のケースに付けるケース番号・内容品は一致させること。
- ③ 梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳明細書の該当するアイテム番号を付すこと。

2 梱包条件

以下のとおりとすること。

ア 海上輸送・航空輸送の共通事項

- (1) 仕向地にて大型フォークリフト等がない場合を考慮し、一梱包の重量は単品を除きできるだけ500kgを超えないようにすること。
- (2) その上で、フォークリフトによる積卸しを想定して、梱包ケースには、滑材、すり材をつけること。
- (3) 各個の重量、容積を平均化し、梱包ケース内には緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。
- (4) 危険物は、国連で定められた輸送用容器（包装・梱包方法）で輸送すること。
- (5) 免税通関が完了するまで屋外の保税蔵置場に置かれることもあるため、中の資機材が雨水で濡れないよう必要に応じ防水処理を行い、結露による錆びを防ぐための乾燥剤の封入などの対応をすること。
- (6) 精密機械や有効期間があるもののような特別配慮を要する資機材については、メーカーと相談し、メーカーが機材の特性から本梱包条件書と異なる梱包方法を提案する場合は、それを採用すること。
- (7) 付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

イ 航空輸送梱包

- (1) 原則としてダブルカートン強化段ボール箱梱包とすること。
- (2) 原則として高さ160cm以内かつ長さ・幅・高さの合計が250cm以下とし、外装を含めた総重量は1個500kg以下とすること。
- (3) 航空会社は最大高さ3mまでの段積みを行うため、下段に積まれた貨物は、上段の貨物の自重に加え、航空機が運航中に受ける荷重（通常2G程度）も合わせて受けることになるので、十分な強度を持った段ボール（JIS Z 1506及びJIS Z 1516の規格を満たす複両面段ボールまたは複々両面段ボール）により、かつ JIS Z 1507の規格を満たす形状の箱とすること。上面には十分な強度を持たせ、かつ平坦な形状となるように梱包すること。
- (4) 高さ160cmを上回る場合、長さ・幅・高さの合計が250cmを上回る場合、または外装を含めた総重量が1個50kgを上回る場合は、海上輸送用梱包の条件に基づく合板密閉梱包又は木材梱包とすること。
- (5) 気圧の変化に耐えられるように梱包すること。
- (6) 危険物の場合は、ICAO、IATA等の規則に従うこと。
- (7) 温度管理品（冷蔵品、冷凍品）は、保冷剤やドライアイスなどを適切に利用すること。

ウ 木材梱包とする場合は、次の条件によること。

- (1) 原則としてJIS Z 1402以上の規格の木箱密閉梱包とする。
- (2) 重量が500kg以上かつ長さ15m、幅5m、高さ5m以内の場合は、JIS Z 1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。
- (3) 仕向地により国連公表の国際基準（ISPM NO. 15）に基づき熱処理・燻蒸などの必要な処理を行った木材を使用すること。
- (4) 必要に応じ、梱包ケースの側板の上下又は中間、及びふた板の両サイド又は中間に、胴棧を打ちつけること。
- (5) 梱包ケースは、必要に応じ、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。
- (6) 電気機器、精密機械、その他特別配慮を要する機材については、真空バリア梱包とすること。
- (7) 内陸輸送に当たって海上輸送用の梱包ケースを解体する場合に備え、各々のアイテムの包装をダブルカートン強化段ボール箱等内陸輸送に耐えられるものにしておくこと。

エ その他留意事項

別添国別購送機材リストの通り、上記梱包条件に則り、国別に梱包すること。

以上

輸送条件書

1. 業務内容 船積渡し

- (1) 到達地空港までの輸送手配
- (2) 仕向国輸入通関時に必要な書類（領事査証、原産地証明等）の確認と取得手配
- (3) 輸出貿易管理令等にかかる取引審査・該非判定、米国再輸出規制にかかる該当品の有無の確認、及び、該当品がある場合の輸出許可取得手続き
- (4) 船積書類（Air Waybill、インボイス、パッキングリスト等）の作成
- (5) 輸出通関手続き
- (6) 危険品がある場合の諸手続き
- (7) 温度管理品がある場合、輸送中（通関手続き中、内陸輸送中含む）の温度管理に留意すること。
- (8) 貨物海上保険付保
- (9) 経由国を通過するための諸手続き
- (10) 上記に付随する業務

2 輸送条件

- (1) 出発地空港：日本国内空港（受注者の手配による）
- (2) 到達地空港：別添コンサイニーリストのとおり
- (3) 輸送対象機材：全アイテム航空輸送
- (4) 業務の範囲：到達地空港における荷卸しまで（デバンニングを含む）
- (5) 安全かつ迅速な輸送
受注者は、到達地空港に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。
- (6) 積替え条件
途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、輸送事情等やむを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、貨物海上保険料等の追加が発生する場合については、受注者の負担とする。
- (7) 発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項
 - ①相手国における輸入通関手続き
受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。
 - ②到達地空港から仕向地までの陸上輸送

3 貨物海上保険

発注者が締結している包括予定保険 Open Policy に基づき、発注者を被保険者、受注者を保険契約代行者として、発注者の特約条件による貨物海上保険を、以下の期間で付保すること。なお、船積完了から保険が適用される。

- ・ 航空輸送 到達地空港荷揚げ後 30 日

4 輸送書類

(1) 必要書類と部数

受注者は、以下の書類が発行され次第、発注者に速やかに提出すること。

(航空輸送の場合、原則として出発予定日の 14 営業日前までに①②③⑨を提出のこと。)

提出書類名	提出部数
① 航空輸送 : Air Waybill	正 1 部、写 1 部
② Invoice *1	2 部
③ Packing List	2 部
④ 保険証券/Marine Cargo Policy	正 2 部、写 1 部
⑤ 海上保険料請求書/Debit Note	2 部
⑥ 原産地証明書 *2	正 1 部、写 1 部
⑦ 領事査証 *2	正 1 部、写 1 部
⑧ 梱包材熱処理証明書等 *3	正 1 部、写 1 部
⑨ 輸送日程報告カード (予定)	1 部
⑩ 輸送日程報告カード (到着)	1 部
⑪ 輸出許可通知書	1 部

*1 書式は受注者のものを使用すること。荷受人宛として受注者署名入りとすること。

*2 仕向国または経由地で必要な場合は取り付けること。

*3 梱包材熱処理・燻蒸等の処理済みのスタンプがあれば証明書は不要。

(2) 船積書類記載事項

(Consignee)

JICA 在外事務所 (別添コンサイニーリストのとおり)

(Notify Party)

Same as consignee

(Shipper)

受注者とする。ただし、on behalf of JICA と追記すること。

(その他)

別添国別購送機材リストの通り、上記輸送条件に則り、国別に輸送すること。

5 注意事項

輸送書類の提出は個別に仕分けて提出すること。

以上

下記の表の宛先及び仕向け地を
Shippingマーク該当欄に記載す
ること

コンサイニー略称 ※1



仕向け地 ※2

C/NO.1 -- UP

サイドマークは以下から、表中に指定された言語にて記載す
ること ※3

英) TECHNICAL COOPERATION BY THE
GOVERNMENT OF JAPAN

西) COOPERACION TECNICA POR EL GOBIERNO
DEL JAPON

仏) COOPERATION TECHNIQUE PAR LE
GOUVERNEMENT DU JAPON

国名	コンサイニー略称 ※1	仕向け地 ※2	サイドマ ーク ※3	CONSIGNEE ADDRESS	TEL&FAX	
1	ブータン	JICA BHUTAN OFFICE	Thimphu BHUTAN	英語	Level1,Royal Textile Academy(RTA),Chhubachhu,Thimphu,BHUTAN	TEL:(975-2)322030 FAX:(975-2)323089
2	東ティモール	JICA TIMOR-LESTE OFFICE	Dili TIMOR-LESTE	英語	Avenida Luromata (Antiga Prai dos coqueiros), No.3 Comoro,Dili, TIMOR-LESTE	TEL:(670)3312420
3	トンガ	JICA TONGA OFFICE	Nuku'alofa, KINGDOM OF TONGA	英語	Level 3, National Reserve Bank of Tonga Building, Salote Road, Fasi-moe-Afi, Nuku'alofa, KINGDOM OF TONGA	TEL : (676) 23072 FAX : (676) 23284
4	マーシャル	JICA/JOCV MARSHALL ISLANDS OFFICE	Majuro Atoll THE MARSHALL ISLANDS	英語	1st Floor, PII Complex, Delap Village, Majuro Atoll, MH 96960 REPUBLIC OF THE MARSHALL ISLANDS	TEL : (692) 625-5437 FAX : (692) 625-5439
5	サウジアラビア	JICA SAUDI ARABIA FIELD OFFICE	Riyadh Kingdom of Saudi Arabia	英語	Diplomatic Quarter, Kindi Plaza, Building No. 69, 2nd Floor, Office No. S23/2A (Parking Gate No. 13 near Cultural Palace) Riyadh, Kingdom of Saudi Arabia	TEL : (966)118101638
6	セネガル	JICA SENEGAL OFFICE	Dakar SENEGAL	仏語	3e Etage, Atryum Center, Route de Ouakam, Dakar, B.P.3323	TEL : (221) 33859-7272 FAX : (221) 33860-8856
7	ベナン	JICA/JOCV BENIN OFFICE	Cotonou R.P. Benin	仏語	Djomehountin Haie-vive Ilot 628-G, Cotonou, R.P. BENIN	TEL : (229) 21309907 FAX : (229) 21309906
8	ガボン	JICA/JOCV GABON OFFICE	Libreville GABON	仏語	Boulevard du Bord de Mer, Quartier Batterie IV, NO.27 Immeuble Malaika, GABON	TEL:241(0)11443345
9	ジブチ	JICA DJIBOUTI OFFICE	Djibout REPUBLIQUE DE DJIBOUTI	仏語	Rue de Kampala, Ilot du Heron,Djibouti, REPUBLIQUE DE DJIBOUTI	TEL : (253) 21250251 FAX : (253) 21250462
10	ザンビア	JICA ZAMBIA OFFICE	Lusaka ZAMBIA	英語	Plot No.11743A, Brentwood Lane, Longacres, Lusaka, ZAMBIA	TEL : (260-211)254501 FAX : (260-211)254935
11	ジンバブエ	JICA ZIMBABWE OFFICE	Harare ZIMBABWE	英語	4 Lucie Lane, Avondale, Harare, ZIMBABWE	TEL : (263-24) 2333076 FAX : (263-24) 2339338
12	グアテマラ	JICA GUATEMALA OFFICE	Ciudad de Guatemala GUATEMALA	西語	JICA Guatemala 18 Calle 5-56, Zona 10, Edificio UNICENTRO 1203	TEL:(502)2381-9400
13	ジャマイカ	JICA JAMAICA OFFICE	Kingston JAMAICA (W.I.)	英語	5th Floor, Courtleigh Corporate Centre 6 St. Lucia Avenue, Kingston 5, Jamaica (W.I.)	TEL : (1-876) 9294069 FAX : (1-876) 9294027
14	ハイチ	JICA HAITI OFFICE	Port-au-Prince HAITI	仏語	Agence Japonaise de Coopération Internationale (JICA) #401 & #402, GN Plaza, No.48 Rue Metellus, Pétiön Ville, Haiti	TEL:(509) 4620 4709
15	パラグアイ	JICA PARAGUAY OFFICE	Asuncion PARAGUAY	西語	Av. Mariscal López 3794 esq. Cruz del Chaco, Edificio CITIBANK Center piso 5, Asunción-PARAGUAY	TEL : (595-21)608400 FAX : (595-21)608406

2021年度 防犯機器本邦購送リスト(国別)

	拠点名	防犯機器名					
		防滴小型メガホン (ハンド型) (ER-1106S同等品)	PC盗難防止用ケー ブル(エレコムESL-30同等品)	携帯アラームライ ト付(ALERT-MATE ALM-M3同等品)	内鍵用補助錠シリ ンダ無し(NDZ-3同 等品)	ドアチェーン (No. 538同等品)	ドアガード(セイ フガード No. 1540CS(ストップ 付)同等品)
1	ブータン	0	0	0	0	15	0
2	東ティモール	10	0	30	20	0	0
3	トンガ	0	0	30	0	0	0
4	マーシャル	5	0	0	0	0	0
5	サウジアラビア	0	3	3	0	0	0
6	セネガル	0	20	0	0	0	0
7	ベナン	0	30	0	20	20	0
8	ガボン	15	0	15	0	0	0
9	ジブチ	0	10	10	10	10	10
10	ザンビア	0	0	20	0	0	0
11	ジンバブエ	12	15	15	10	10	0
12	グアテマラ	25	0	25	0	0	0
13	ジャマイカ	0	0	0	0	30	10
14	ハイチ	0	0	0	0	0	3
15	パラグアイ	5	0	0	0	0	0
	計	72	78	148	60	85	23